

陸生動物衛生基準委員会の 2023 年 2 月会合の報告書に対する
日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、その他の専門委員会、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を示します。また、コード委員会に対し、陸生動物衛生基準(コード)改正案にコメントを提出する機会をいただいたことに感謝します。
我々は、次のテキストに対するコメントを提出します。

内容

1. 第 7.5 章 と畜時のアニマルウェルフェア	2
---------------------------------	---

1. 第 7.5 章 と畜時のアニマルウェルフェア

1) 第 7.5.23 条に対する修正提案及びコメント

第7.5.23~~20~~条

自由に動ける動物に対して~~アニマルウェルフェア上の観点から容認できない用いるべきではない~~手法、手順又は慣行

1)動物の取り扱いに関する以下の行為は~~容認できず、いかなる状況においても用いるべきではない~~。

- a)動物の尾を押しつぶしたり、~~ねじったり~~、折ったりすること。
- b)敏感な部分(例えば、目、口、耳、~~肛門性器部、腹~~)に、~~動物のいかなる部分に対して~~傷つけるようなものを使って圧力をかけたり、刺激性物質をつけたりすること。
- c)大きな棒、先の尖った棒、金属パイプ、石、フェンスワイヤー、革ベルトなどの器具で動物をたたくこと。
- d)動物を蹴ったり、投げたり、落としたりすること。
- e)尾、頭、角、耳、手足、羊毛あるいは毛等、動物の体の一部だけを掴む、持ち上げるあるいは引きずること。
- f)チェーン、ロープ、または人間の手を含む、いかなる方法を用いて、(動物の)体のいかなる部分を用いて動物を引きずること
- g)動物に他の動物の上を歩かせること。
- h)敏感な部分(例えば、目、口、耳、~~肛門性器部~~、乳房または腹)に干渉すること。

提案理由

日本の牛は、個体毎の管理を含む丁寧な世話を受けながら飼養されており、人間にも慣れてしています。

日本では、農場主が、馬で使用されている無口頭絡(ハミが付いていない頭絡)のように、非侵襲的にロープを使って牛の自発的な移動を支援しています。

また、日本のと畜場においても、牛同士の物理的接触によるストレスや怪我を最小限に抑えるため、牛の誘導のみを目的として、ロープを使用することは一般的です。

日本は、第 7.5.23 条の 1) f)項における「引きずる」という用語が、牛の意志に反して力づくで引っ張り、移動させる行為を指していること、従って、上記のような日本でのロープ使用の慣行は、「引きずる」とは見なされないということを明確にするよう、コード委員会に要請します。